

請願第 2 号「有明海再生の根源的な解決を図るために、国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書」 賛成討論

---

日本共産党熊本市議団の那須円です。請願第 2 号「有明海再生の根源的な解決を図るために、国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書」の提出に関する請願について、賛成討論を行います。

今回の請願の発端となった要因は、皆さんもご存じの通り、国による諫早湾干拓事業であります。農地整備のための埋め立てと調整池の整備を進めるため、1997 年、諫早湾は全長 7 キロメートルにわたる潮受け堤防により締め切られることになりました。高さ 7 メートル、2 9 3 枚の鉄板が次々に海中に沈んでいく光景をご記憶の方もいらっしゃるかと思います。

19 年間に及ぶ訴訟が、漁業者や営農者を巻き込みながら、いまだ決着がつかないなかで、なぜ福岡高裁がこうした和解協議の提案を行ったのかを知っていただくために、潮受け堤防閉め切り以後どのような経過をたどり今日に至ったのか、簡単に経緯を述べたいと思います。

まず、潮受け堤防の工事開始時より水質の悪化が指摘をされていましたが、閉め切り後の有明海の異変、養殖ノリの変色や不作、二枚貝たいらぎが大量に死滅するなど漁業被害が表面化する中で、佐賀、福岡、熊本の漁民らによる開門調査を求めた訴訟が佐賀地裁において 2002 年から始まります。国自身が設置した第 3 者委員会が「諫早湾干拓事業の見直し」を答申したほか、有明海ノリ不作等対策関係調査検討会も「諫早湾干拓事業が有明海に影響を与えていると想定される」との見解が出される中でも、国はわずかひと月の開門調査で因果関係はないと結論付け、2006 年に今後の開門調査を行わない方針を示しました。こうした国の対応に、漁民のみならず多数の沿岸住民が立ち上がり同訴訟の原告は最終的には 2533 名にまで至り、今日まで続く長い法廷闘争となりました。

そして佐賀地裁は 2008 年、一部の漁業被害を認め、3 年以内に堤防を開き、5 年間の開門調査の命じる判決を下します。2010 年福岡高裁においても一審判決を支持し、国に開門を命じる判決を言い渡したのち、国が上告を断念する形で、開門を命じる判決が確定しました。

この段階で、国が確定判決に基づき開門調査を行えば事態は一定の前進をしたのですが、国は判決の履行期限を迎えても、開門を行わず、確定判決に従わない国の対応がさらなる混乱を深めることとなります。漁業者は開門をするまで 1 日 49 万円の制裁金を、営農者は開門をした場合に一日 49 万円の制裁金を国に求めた訴訟が起こされ、地裁、高裁を経て最高裁において同時に認められるという事態に至り、国は開門をしてもなくても制裁金の支払い義務が課せられる袋小路に入ることとなります。国は、2002 年に訴訟を起こした漁民の漁業権がすでに消滅していることを理由に、開門調査を命じた確定判決の執行力を無くすことを求める請求意義訴訟を起こし、同時に開門をしない代わりに有明海の調査や水産資源再生のための 100 億円の基金を設立す

る和解案を提案。しかし、和解案は有明海の再生を望む漁民との間で決裂した一方、その後、2018 福岡高裁において、国の開門確定判決の執行力を無くすよう求める訴えを認める逆転判決が出されました。その後、法廷の場は最高裁に移りましたが、最高裁は、福岡高裁における漁業権のみを争点にした判決を是認できないとし、翌 2019 年に環境への影響なども含む多面的な論点について審理を尽くすよう福岡高裁に差し戻しました。

この開門をめぐる訴訟のほか、工事の一時停止を求める仮処分訴訟、長崎県に対しての農地造成に対する公金差し止め訴訟など多数の裁判が絡みあい、諫早干拓事業をめぐる訴訟は漁民や農民、周辺自治体を巻き込こむ形で、漁業や営農に関わる住民に多大な不安を抱かせるとともに、自殺者を出すような深刻な事態を招くことになりました。

こうしたなかで、福岡高裁により本年 4 月 28 日、「和解協議に関する考え方」が提案されました。この提案については、これまでの和解協議と大きく異なる点が含まれています。

1 点目は、19 年にわたる法廷闘争を経て、福岡高裁は、紛争全体の総合的なそして抜本的な解決およびそのための将来に向けての方策を見出すためには、原告・被告のどちらかに判決を下すだけでは広い意味での解決には寄与することができず、話し合いによる解決の他に方法がないと断言したことです。2 点目は、国が示した 100 億円の基金を条件に開門をしないという前提にたたず、利害の対立する漁業者・周辺住民の各団体、各地方自治体等の利害調整と、これに向けた相応の手順を求めていることとあります。3 点目は、混乱を招いてきた国に対して、国民の利害調整を総合的発展的観点から行う広い権能と職責を有する役割を明確にし、国の主体的かつ積極的な関与を強く期待すると明記していることです。つまりは、問題解決のためには国・農水省が役割を発揮できるし、また発揮しなければならないと、国に対して裁判所が喝破をしていることです。4 点目は、この訴訟を漁民と国という狭い議論に集約するのではなく、有明海を国民的資産と位置付け、周辺に居住し、あるいは同地域と関連を有するすべての人々のために、地域の対立や分断を解消して将来にわたるよりよき方向性を得ることを和解協議の意義とし、この和解協議を歴史的なものにする意欲を見せているところです。

このような意義、目的で行われる和解協議は、国民すべてが歓迎できるものであり、すでに、有明海 4 県漁民の集いで採択された決議、JCFU 全国沿岸漁民連絡協議会の声明、日本環境会議の声明において、歓迎の声寄せられ、国が和解協議の場につくことが要請されています。

しかし、国は開門拒否という態度を崩しておらず、いまだ和解協議に応じる姿勢を示していません。

干拓農地で営農を続ける農民からも、「決着をつけ生活を安定させてほしい」、そして長年訴訟に関わってきた漁民からも「豊かな海に戻すために、営農者との共存を図りながら真の解決を目指してほしい」との声も報道されています。

19 年間にわたり、法廷闘争に翻弄されてきた関係者および周辺住民は、福岡高裁による和解の提案に国が応じるか注視しています。本請願は、沿岸自治体にも提出されており、長洲町議会では今月 9 日、全会一致で採択されています。本市議会においても、述べてきたこれまで経緯を踏まえ、真の解決に至るよう国に対して和解協議を受け入れるよう求める意見書を提出するべきだと考えます。

有明海の自然の恩恵を受ける本市として、立場の違いを超え、福岡高裁が求める内容について理解を共有し、一致して解決の方向が見いだせるよう、請願が求める意見書提出に議員各位の賛同を求め、賛成討論とします。